

2024年9月20日

## 声 明

### 就労継続支援A型事業所の事業廃止と大規模解雇について

一般社団法人ゼンコロ  
会長 中村敏彦

今年3月からわずか5か月間で、就労継続支援A型事業所が全国で329カ所閉鎖し、少なくとも約5,000人もの障害者が事業者都合の解雇等により労働者としての職を失ったことが、共同通信社の全国自治体調査で分かった。かつてない規模の解雇者数である。閉鎖事業所の4割強は最低賃金が適用されないB型に移行したとのことだが、障害者は紛れもなく被害者である。あまりにも身勝手な経営であり、強い憤りを隠せない。

今回の理由は、最低賃金の上昇と、4月に実施された障害福祉サービス等報酬改定による報酬の引き下げが影響しているという。国は、公費収入を目的とした事業所経営から、質の高い支援を提供する事業経営への改善を推し進めようと制度改定を実施したはずだが、事業者はこれを機にいと簡単に事業を見切り、障害者を切り捨てた。例え悪しき事業者を淘汰する大鉈だったとしても、その清算の結果、障害者を路頭に迷わせるようなことは絶対にあってはならず、悪しき事業者がこれだけ多く内在している事実を立てば、国の責任は決して小さくない。

2017年にも同様の事業閉鎖が相次いだことがあった。当時は、国が利用者への賃金及び工賃を訓練等給付費から支払うことを原則禁止にしたことが理由であった。2000年社会福祉基礎構造改革の規制緩和は地域に事業所を増やしてきた。しかし、2006年障害者自立支援法により規制緩和が進み、企業にも事業参入の道が開かれた。これにより事業者数は増えたが、当事者の福祉向上ではなく、事業収益を第一義とする企業が参入した弊害が広がり、給付費や補助金目当ての安易な参入も問題視された。「簡単に儲かります」というコマーシャルは、ネットでいくらでも出てくる始末である。国や自治体には事業開始を認定した責任がある。

厳しい経営の中であっても、重い障害者を受け入れている事業所もある。悪しき経営だけに視点をあてるのではなく、こうした事業所が報酬カットの影響でさらに厳しい経営に陥っていないかということにも国は注目すべきである。

我が国は障害者権利条約に批准している。しかし、ゼンコロはこの安易な障害者解雇に疑問の声が上がらない社会の人権意識レベルを憂慮している。いわゆる雇用率ビジネスにみられる数合わせを良しとする企業の急速な拡大は、障害者と共に働く環境を想定していない人権意識の低さに共通するものではなかろうか。

これ以上、障害者を利用した営利目的の経営を続けさせてはならない。

障害者が仕事を通じて自立する、社会参加をする。その広がりが、どんな人にとっても暮らしやすい多様性のある社会につながっていく。そうした観点から、障害者の雇用・労働問題を根本的に見直さなければならない。

以上